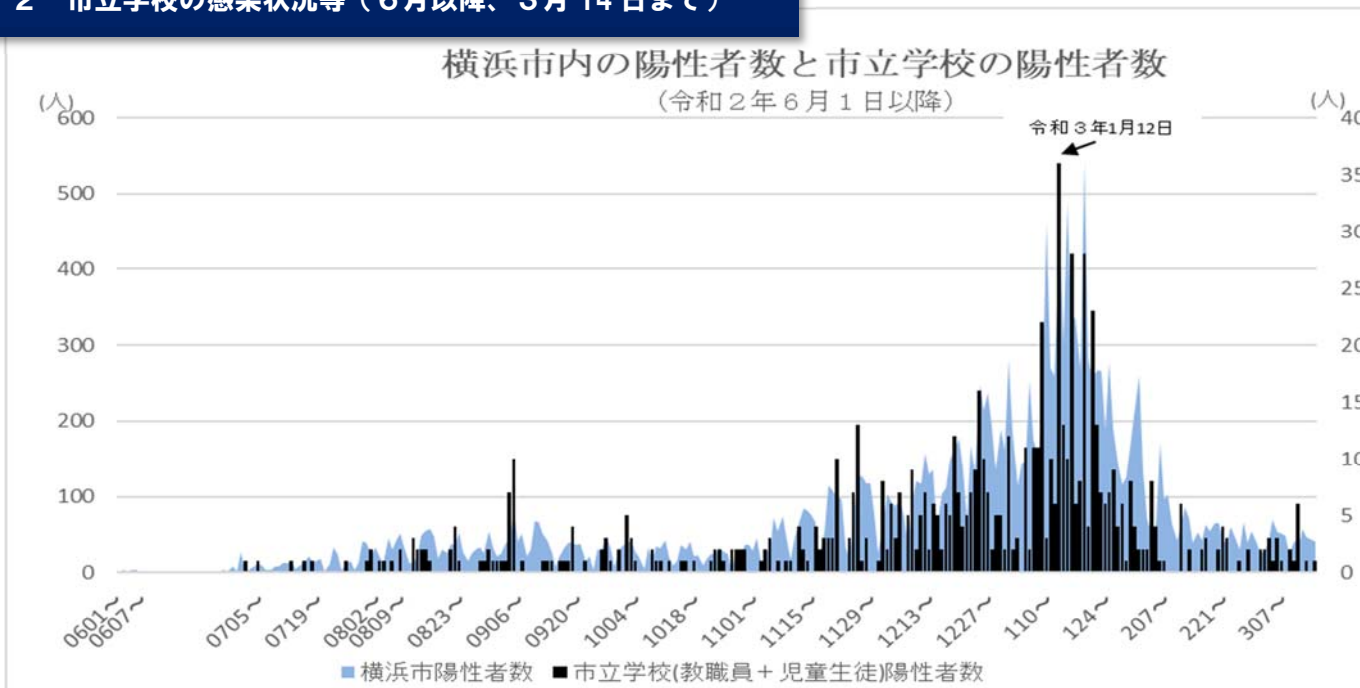


1 これまでの対応の経緯

- 1月7日(木) 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、神奈川県を含む1都3県を対象区域として発出される。
神奈川県教育委員会から、「緊急事態宣言」に伴う教育活動について通知が発出される。
- 8日(金) 「緊急事態宣言」期間開始(2月7日まで)。
国から、「緊急事態宣言」を踏まえた学校における対応に関する留意事項について通知が発出される。
市立学校に対して、緊急事態宣言期間中における教育活動に関する通知を発出。
- 13日(水) 対象区域に7府県の追加が決定される(期間は14日から2月7日まで)。
- 2月2日(火) 政府が、11都府県中、10都府県を対象に、「緊急事態宣言」の1か月間の延長を決定する。
神奈川県教育委員会から、「緊急事態宣言」の延長に伴う教育活動について通知が発出される。
- 4日(木) **市立学校に対して、緊急事態宣言期間延長に伴う教育活動に関する通知を発出。**
- 3月1日(月) 対象区域10都府県のうち、6府県(大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡)で宣言が解除される。
- 5日(金) 神奈川県を含む1都3県への「緊急事態宣言」の2週間延長が決定される。
市立学校に対して、緊急事態宣言期間再延長に伴う教育活動に関する通知を発出。

2 市立学校の感染状況等(6月以降、3月14日まで)



6月の学校再開以降、3月14日現在の教職員の感染者はこれまでに94人でした。また、児童生徒については641人でした。感染者が確認された学校数は322校です。なお、児童生徒の感染者はいずれも無症状または軽症です。また、これまでに9月に市立小学校1校、11月に市立中学校1校、12月に市立中学校2校においてクラスターが発生しており、休校となっています。休校は合計77校で行われました。

3 緊急事態宣言に伴う市立学校の対応

- (1) 教育活動の継続
 - 今回の「緊急事態宣言」の発出に際して、国からは、地域一斉の臨時休業は避け、教育活動を継続するとされています。神奈川県教育委員会においても、県立学校に対して、学校運営を継続することとしています。
 - これらを踏まえて、本市においても、これまで各学校において講じている様々な感染拡大防止措置を継続しながら、市中の感染拡大傾向を踏まえて、改めて「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」等に基づき、感染予防の取組を徹底するよう、市立学校に対して宣言期間中の対応について周知を行いました。
- (2) 感染予防の取組の徹底
 - ガイドラインの内容を、校内の全教職員で改めて共有・確認することとしています。
 - 特に、手洗いやマスクの着用、家庭と連携した健康観察、換気、寒冷対策、湿度管理及び校内の消毒について、改めて確認を促しました。
 - また、児童生徒が自主的に予防行動をとることができるような指導が望ましく、併せて、感染者や濃厚接触者とその家族、対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないような指導が必要であることを再度周知しました。
- (3) 感染リスクの高い教育活動の見合わせ
 - 国の通知では、感染リスクの高い学習活動は一時的に停止することとしており、これに基づき、市立学校においても、以下に例示する活動について、宣言期間中の実施を見合わせています。

(実施を見合わせる活動例)

 - ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- (4) 登下校への配慮等
 - ア 小・中学校
 - 児童生徒が密集することのないよう、始業時刻を変えずに、登下校に時間差を設け、昇降口での密を避けるように分散化を図るなど、学校の実情に応じて取り組んでいます。
 - イ 高等学校及び附属中学校
 - 公共交通機関を利用する生徒が多いことから、朝夕の混雑時を避けるよう、登下校の時刻を設定しました。その際、始業時刻を30分程度遅らせる等の配慮を行っています。
 - ウ 特別支援学校
 - 児童生徒の障害の状態などを踏まえ、学校の実情に応じて、始業時刻の変更や授業を短縮する等の措置を講じています。

(5) 児童生徒及び教職員

ア 児童生徒の健康観察

児童生徒の家族や同居人に、新型コロナウイルス感染症の感染疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合、検査結果が判明するまでの間、当該児童生徒の登校を控えて、家庭で健康観察を行うよう、保護者に協力を求めています。

イ 教職員の健康管理及び出勤

発熱等、体調不良の教職員は出勤を控えさせ、自己判断で出勤することのないよう、学校全体で改めて確認・徹底を行っています。

また、20時以降、不要不急の外出自粛の徹底が求められていることを踏まえ、極力早く退勤するように促しています。

(6) 部活動

原則として、校内における活動に限定することとして、土日祝日を含めて週3日以内の活動としています。活動時のマスク着用をはじめとした予防措置を徹底するとともに、他校との合同練習、遠征や泊を伴う練習、身体的接触や激しい呼気を伴う活動を控えています。

また、中学校では朝練習を、高等学校では土日祝日の活動をそれぞれ控えることとして、特別支援学校では、各学校の実情に応じた実施としています。

(7) 学校開放

活動終了時刻の限度を21時から20時に変更するとともに、他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動を見合わせています。また、コーラス、歌唱など大声での発声、管楽器の演奏や武道などにおいて近距離で組み合ったり、接触したりする活動も見合わせています。

併せて、利用にあたっては飲食を伴わない（水分補給を除く）こととしています。

【参考】小学校・中学校における令和2年度修学旅行実施状況

①小学校（341校回答）

年度当初の 予定どおりに実施	宿泊により実施 (日程や行先の変更あり)	中止	日帰りで実施 (日程や行先の変更あり)
17校 (5.0%)	133校 (39.0%)	53校 (15.5%)	138校 (40.5%)

②中学校（147校回答）

年度当初の 予定どおりに実施	宿泊により実施 (日程や行先の変更あり)	中止	日帰りで実施 (日程や行先の変更あり)
5校 (3.4%)	21校 (14.3%)	99校 (67.3%)	22校 (15.0%)

(2) 市主催・共催行事

12月からこれまでに予定されていた横浜市立学校総合文化祭（書写展、図画工作・美術作品展等）や舞台芸術等体験事業については、鑑賞人数を制限するなどの感染症対策を講じたうえで実施しました。

12月から3月までに実施した主な市主催行事

横浜市立学校総合文化祭のうち、書写展、図画工作・美術作品展、アニメーションフェスティバル、高等学校生徒音楽会 心の教育 パレエの世界

同期間に中止した主な市主催行事

横浜市立学校総合文化祭のうち、小学校児童音楽会、高等学校書道作品展、社会科作品展 他

5 今後の対応

宣言の延長を受けて、市立学校に対しては、現在の感染予防措置の継続を周知するとともに、卒業式をはじめとした学校行事の慎重な計画・実施を通知しました。

部活動や学校開放については引き続き、制限を継続した状況での活動とするとともに、3月に実施を予定していた、県外への移動を伴う行事は、延期、中止または日帰りに変更する等の対応を継続します。

学年末・春季休業中や4月以降の教育活動については、宣言解除の時期や、国、県の動向を注視しつつ、市中の感染動向等にも配慮しながら、別途、決定することとします。

4 学校行事・市主催行事

(1) 学校行事

ア 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

学校ではこれまでも、飲食を伴う遠足（旅行）・集団宿泊的行事（校外学習を含む）の延期または中止、内容の精選による縮小など、あらゆる状況を想定した実施方法の検討を行っていましたが、宣言期間中は特に、県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事は延期、中止または内容の変更を行うこととしています。

イ 卒業式

昨年度は保護者等の参加を御遠慮いただきましたが、今年度は一斉臨時休校期間ではないため、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じたうえで、高等学校、附属中学校及び特別支援学校では3月2日から順次、中学校では3月11日に実施しており、小学校では3月18日からの実施を予定しています。

保護者等の参列については、適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を行ったり、写真撮影用の立て看板を多く設置するなどの工夫に取り組みながら実施しています。